障害福祉施設における原油価格物価高騰対策支援補助金

よくあるお問い合わせ

Q1　どのような事業なのか。

A1　原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた事業者の負担の軽減を図るため、障害施設等における燃料費及び光熱費経費について、1事業所あたり２０万円を上限に支援します。

Q２　対象の光熱費、燃料費とは何を指すのか。水道代は含まれるか。

A２　光熱費はガス代、電気代、燃料費はガソリン代、灯油代、軽油代、重油代を指します。**水道代は対象外となります。**

Q３　他にも同様の補助金を受けている（受ける予定である）が、当事業の申請も可能か。

A３　当助成金の対象経費について、ほかの補助制度に基づく補助金の交付を受けている、また受けることが決定しているものは、申請することができません。

なお、千葉県の社会福祉施設物価高騰対策支援事業については、事業所内で経費の切り分けができており、同一の経費について、補助金が重複していなければ、申請できます。

Q４　いつからいつまでの経費が対象になるのか。

A４　**令和５年８月１日から令和６年３月３１日に支払いがあった燃料費・光熱費**が対象になります。支払日は、**現金等の場合は領収書等の日付**を、**銀行振込やクレジットカードでお支払いの場合は口座引き落とし日を経費の日付**とします。

ただし、申請期限は令和６年5月31日（消印有効）までとなっていますので、申請期限内に必ず申請してください。対象となる経費であっても、申請期限を過ぎたものは受付できませんので、ご了承ください。

Q５　令和５年７月３１日までに使用した経費は対象になるか。また消費税は含まれるか。

A５　支払いが令和５年８月１日以降であれば、令和５年７月３１日までに使用した燃料費・光熱費も対象となります。また、消費税も対象経費に含みます。

Q６　ポイントを使って支払ったが、請求できるか。

A６　ポイント利用額を除いた金額を対象経費としてください。

Ｑ７　市内に事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すれば良いか。

Ａ７　原則として法人単位で、市内事業所分をまとめて申請するようにしてください。

Q８　市内に住所を構える法人であるが、市外の事業所も対象になるか。

A８　市外の事業所は対象にはなりません。

Q９　同じ建物で複数のサービスを提供しているため、経費の切り分けができない。

A９　経費の切り分けができない場合は、（別紙２）領収書等の写しに、切り分けできない事業所名を全て記入してください。

Q１０　ひとつの施設で介護保険サービスと障害福祉サービスを両方実施している場合どのようにすればいいか。

A１０　それぞれに別の領収書を添付し、**経費の重複がないようにして介護保険課と障害福祉課にそれぞれ申請ください。**

Q１１　ひとつの施設で複数の障害サービスを実施している場合どのようにすればいいか。

A１１　複数のサービスの指定を受けている場合、該当のサービスが稼働しており、経費が発生していれば**１つのサービスにつき１事業所として取り扱います。**

（例：児童発達支援と放課後等デイサービスの指定を受けている場合⇒２事業所分４０万円を上限に申請可能）

Q１２　該当の経費が複数あるが、全て請求できるか。

A１２　1事業所あたり２０万円を上限に全て対象となります。

Q１３　対象となるのは物価高騰による光熱費等の支出増分のみか。

A１３　対象期間中に支払いのあった光熱費・燃料費全額が対象となります。

Q１４　領収書等は何を添付すればいいか。

A１４　**基本的には金額及び支払日がわかるものが必要となります。**

**領収書またはレシート**（購入日時、品名、金額、消費税等が記載されているもの）をご提出ください。

また、**口座振替やクレジットカードでお支払いの場合は**口座の引き落とし日を経費の基準としておりますので（Q４参照）、**引き落とし日がわかる書類**（通帳の写しやクレジットカードの明細等）**を必ず添付してください。**

領収書の発行ができない場合、振込明細書または通帳の写しでも構いませんが、内容が確認できるよう明細書や請求書を併せて添付してください。

明細書や請求書のみ（支払いが確認できる書類がない場合）では申請できません。

Q1５　光熱費の領収書は検針票や使用量のお知らせでも申請できるか。

A1５　検針票等と領収書が別で発行されている場合は、領収書を添付して申請してください。ただし、領収書の発行が難しい場合は、「検針票等」と「支払いが確認できる書類（領収実績票やクレジットカードの利用明細、口座振替明細等）」をセットで添付していただいても構いません。

Q1６　対象期間中に支払った光熱費等の領収書等を全て提出する必要があるか。

A1６　申請金額分の領収書等のみご提出いただければ構いません。**申請額が上限額となる場合には**事務手続き上の観点から、**申請額を少し（数万円程度）上回る金額での申請及び提出をお願いいたします。**

Q1７　共同生活援助はユニットごとに申請可能か。

A1７　ユニットごとではなく、符番されている事業所ごとの申請となります。

Q1８　令和５年８月以降に開設した事業所も対象になるか。

A1８　対象期間内に経費が発生していれば、令和５年８月以降に開設した事業所も対象となります。